

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月24日 11時20分ごろ
発生場所	香川県 <sup>しやうと</sup> 小豆島東岸沖 小磯灯標 <sup>おいそ</sup> から真方位274° 1.1海里付近 (概位 北緯34°33.5′ 東経134°21.9′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>シーウォーカー</sup> Sea Walkerは、漂流中、また、漁船 <sup>かづ</sup> 一丸は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Sea Walker、2.4トン 260-44794兵庫、個人所有 B 漁船 一丸、1.2トン KA3-27423（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に破損 B 船首部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を北西方に向けて漂流していた。 船長Aは、立って右舷方を向いて釣りをしていたところ、左舷正横方から接近するB船を視認したものの、これまで見てきた他船と同様に、B船が釣りをする目的で接近し、いずれ止まるものと思ひ、漂流を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが、航行を開始する前に船首方を見たところ、他船を見掛けなかったため、航行の支障となる船舶がないものと思ひ、操舵区画の後方の機関室囲壁に座って顔を船首方に向け、約6ノットの対地速力として手動操舵により北東進していたところ、A船に衝突した。
分析	A船は、船長Aが、B船が釣りをする目的で接近しており、いずれ止まるものと思ひ、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が減速する様子もなく接近することに気付かずに漂流を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、船首方に航行の支障となる船舶がないものと

	思い、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が漂泊中、B船が北東進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 接近する他船に対しては、有効な音響信号による注意喚起を行うこと。</li></ul>